

第1問

輸出申告 (解答・P.354)

チェック欄		

別紙1の仕入書及び下記事項により、食品の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄((a)～(e))に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」(抜粋)及び関税率表解説(抜粋)を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの(上記1によりとりまとめたものを含む。)がある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめる前の統計品目番号ごとの申告価格(上記1によりとりまとめたものについては、その合計額)が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号((a)～(e))は、その統計品目番号ごとの申告価格(上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額)が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格(CIF価格)には、次の費用等の額が含まれており、当該CIF価格にそれらの費用等の額が占める割合は次のとおり。
 イ 輸出者(売手)の倉庫から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃……………5%
 ロ 輸出港における貨物の船積み要する費用……………5%
 ハ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃及び保険料……………8%
- 7 別紙1の仕入書に記載されている「Apple juice, of a Brix value 15, not containing added sugar」は、アルコールを含有しないものとする。
- 8 別紙1の仕入書に記載されている「Mixed Juice, not containing added sugar」は、トマト、にんじん等の野菜のジュース及び桃等の果実のジュースを混合したものであり、アルコールを含有しないものとする。
- 9 申告年月日は、令和XX年9月14日とする。

① 2006.00-0006	② 2006.00-000X	③ 2007.10-0001	④ 2007.91-0004
⑤ 2007.99-0003	⑥ 2008.11-0005	⑦ 2008.11-000X	⑧ 2008.19-0903
⑨ 2008.99-0900	⑩ 2009.71-0006	⑪ 2009.71-000X	⑫ 2009.79-0005
⑬ 2009.90-0001	⑭ 2206.00-2002	⑮ 2206.00-9002	